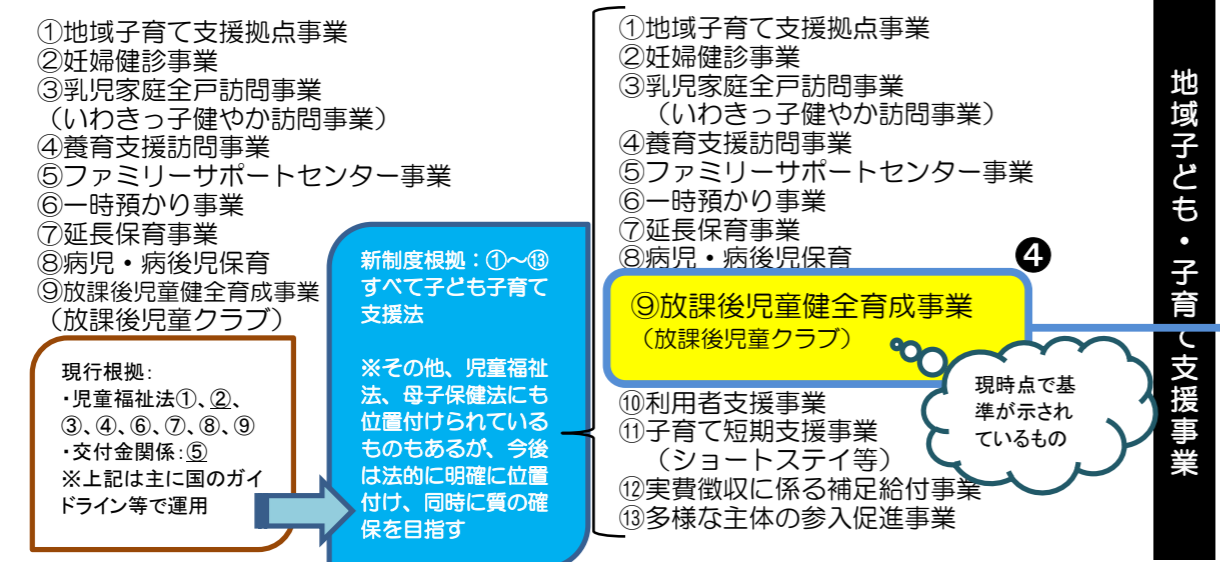
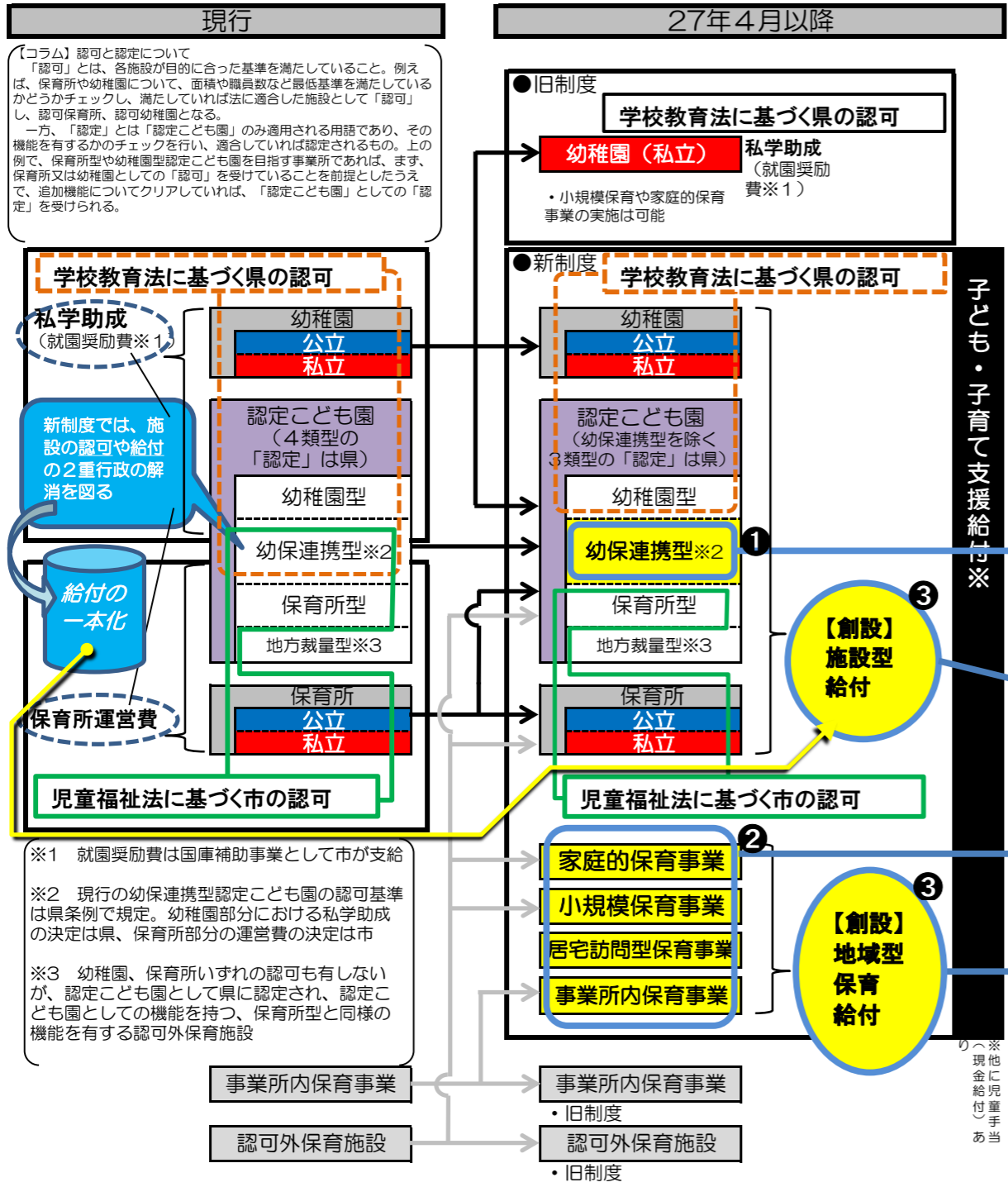


新制度における各種基準の主なポイントについて

Ver. 1.4



以下の基準については府省令に基づき、本市が新たに条例を定める必要がある。その際、府省令に「従うべき」基準と、府省令を「参酌すべき」基準があり、これらに留意して条例を定める必要がある(9月定例会上册予定)

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない	参酌すべき基準	市が十分考慮(比べあわせて、良い方をとること)した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される
---------------	--	----------------	---

【本市のスタンス】: 参酌すべき基準も含め、原則、国の基準を本市の基準とするが、本県や本市における既存の類似の基準が、当該国基準より高かった場合は、質の確保の観点から、本県又は本市の基準の採用を検討してゆく

【基準の制定①】改正認定こども園法に基づき、市の認可及び認定こども園としての認定

・条例名: (仮称) いわき市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 ・基となる国の基準: 「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」H26.4.30内閣府/文部科学省/厚生労働省令第1号
 ◆主な基準(「従」は従うべき基準、「参」は参酌すべき基準。以下同じ)
 【学級の編成の基準】・1学級の園児数→30人以下(従) ※国基準は35人以下だが、より水準の高い現行の県条例に準拠予定(★新規)
 【職員の数等】・0歳児 3:1、1・2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 30:1(従) ⇒現行保育所基準と同 ⇒現行保育所基準と同
 【園舎に備えるべき設備】・乳児室→1.65㎡以上、ほふく室→3.3㎡以上(従)
 ・変更→乳児室又はほふく室の面積について、乳児又は満2歳に満たない園児1人につき3.3㎡以上(県・市) ※より水準の高い現行の県及び市の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に準拠予定
 【教育及び保育を行う期間及び時間】・教育週数は、原則39週を下ってはならない(従) ⇒(★新規)、1日の教育時間は4時間(従) ⇒(★新規)、保育が必要な園児は1日8時間原則(参) ⇒現行保育所基準と同

【基準の制定②】改正児童福祉法に基づき、事業としての市の認可

・条例名: (仮称) いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 ・基となる国の基準: 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」H26.4.30厚生労働省令第61号
 ◆主な基準
 【保育所等との連携】・利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない(条例施行日から5年間は、確保が困難と市が認めるなどの場合には確保不要)(従) ⇒(★新規)
 【職員(家庭的保育事業)】・3歳未満児 3:1(家庭的保育補助者とともに保育の場合 5:2)(従) ⇒(★新規)
 【職員(小規模保育事業A型)】・保育士で、0歳児 3:1、1・2歳児 6:1 このほかにプラス1人(従) ⇒(★新規)
 ・利用定員は6~19人とする⇒(★新規)
 【居宅訪問型保育事業】・利用対象: 障害・疾病児、母子家庭等の保護者が夜間深夜の勤務に従事する場合、など(従) ⇒(★新規)
 【事業所内保育事業】・利用定員数に応じた一定の地域枠(事業所従業員以外の子どもの利用)を設けなければならない(参) ⇒(★新規)

【基準の制定③】子ども・子育て支援法に基づき、給付を実施してよいかの市の確認

・条例名: (仮称) いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 ・基となる国の基準: 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」H26.4.30内閣府令第39号
 ◆主な基準
 【一般原則】・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものではない(参) ⇒(★新規)
 【利用定員】・特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員の数を20人以上とする(従) ⇒(★新規)
 【提供拒否の禁止等】・支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない(従) ⇒(★新規) 【評価】・特定教育・保育施設は、自ら質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない(参) ⇒(★新規)

【基準の制定④】改正児童福祉法に基づき、事業実施主体である市で基準を設け質を確保

・条例名: (仮称) いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 ・基となる国の基準: 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」H26.4.30厚生労働省令第63号
 ◆主な基準
 【設備の基準】・専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能、機能を備えた部屋又はスペース)の面積: 児童一人につきおおむね1.65㎡以上(参) ⇒現行と同
 【職員】・1つの支援単位は40人以下とし(参)、支援員の数は支援単位ごとに2人以上とする(従) ⇒(★新規)
 【附則】・条例施行日から平成32年3月31までの間に、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了することを予定している者としてもよい(従) ⇒(★新規)